

資料 2 陸上自衛隊オスプレイの暫定配備

A) 岩国から木更津へのオスプレイ輸送に関して 今までの質問などからわかったこと

- 岩国から木更津へオスプレイを操縦するパイロットは、ベル社及びボーイング社の米軍役務要員である。
- 国際的にも安全な航空機と位置付けられている基準として、型式証明と耐空証明がある。
- 型式証明…1機ごとではなく、機体の型式ごとの証明となる。
- 耐空証明…有効な耐空証明がないと飛行できないと航空法で定めている。しかし、自衛隊機は、自衛隊法第 107 条により、適用除外である。
- 別途、防衛大臣国土交通大臣と協議の上で、航空機の安全性や運航に関する基準を定め、必要な処置を講ずることを定めている。
具体的には、「航空機の安全性の確保に関する訓令」で、航空機の飛行、構造、装備、エンジン等について、必要な技術上の基準を定めている。
- 令和 2 年 7 月 8 日付で防衛省から国土交通省に申請し、8 月 20 日に許可を受けたのは、航空法第 81 条のただしがきによるもので、これにより、自衛隊のオスプレイも最低安全高度以下の飛行もできることになった。この許可申請も一機ごとではなく、型式等で行う。

B) 陸上自衛隊オスプレイが岩国を離陸して木更津に到着した順に並べると

通算何機目	機体番号	木更津に到着	日本のものと登録されたのはいつ（質問）
1 機目	1705	令和 2 年 7 月 10 日	
2 機目	1701	令和 2 年 7 月 16 日	
3 機目	1704	令和 3 年 2 月 24 日	
4 機目	1702	令和 3 年 3 月 23 日	
5 機目	1707	令和 3 年 4 月 6 日	
6 機目	1708	令和 3 年 4 月 16 日	
7 機目	未確認	令和 3 年 5 月 7 日	